

博士学位論文審査要旨

2019年1月19日

論文題目： 行政責任論の応用研究
—行政改革および行政組織の設置を事例として—

学位申請者： 鏡 圭佑

審査委員：

主 査： 総合政策科学研究科 教授 山谷 清志

副 査： 総合政策科学研究科 教授 真山 達志

副 査： 総合政策科学研究科 教授 風間 規男

要 旨：

本論文は、行政学における行政責任論は理論研究に偏りすぎているとの仮説から、その偏りを修正する応用研究を構想している。行政責任論は1930年代のアメリカ行政学において行政の新しい民主的統制を求める問題意識から誕生し、日本でも同じ問題意識から行政責任研究が展開されてきた。そのプロセスを確認する作業が第1章で、それを受けた第2章では、行政責任論が日本の行政学で確立された歴史をたどり、理論研究への偏重が行政実務における責任意識低下につながったと指摘する。

第3章は、日本の行政改革がどのような責任を実現したかったのかを分析している。異なる責任を意味するレスポンシビリティ（倫理的自己責任観）とアカウンタビリティ（問責者を納得させる能力）の概念を手がかりに、第一次臨時行政調査会、第二次臨時行政調査会、そして行政改革会議（橋本行革）の三大行政改革を分析した。ふたつの責任概念を通してみると、同じ行政改革ではあっても、三大行政改革の目指す方向は明らかに違っていた。同じ方法を海外事例に適用した第4章は、1980年代以降の先進各国における行政改革を取り上げ、当時の行政改革を導いたNew Public Management思想に、アカウンタビリティとレスポンシビリティがどのように反映されたのか確認することに成功している。

さて、本論文のもうひとつの中心テーマである行政責任の応用研究が、第5章と第6章である。第5章は行政組織の設置を対象にした応用研究の予備的考察で、これを踏まえた第6章は日本における「庁」設置の事例を対象に、日本政府が庁の設置を通じてどのような責任を実現しようとしたのか、これを以下ふたつの観点から説明した。第1は戦後から現在まで行われた庁設置に共通する機能的責任の観点、第2は設置された庁を事業庁、政策庁、制度庁および調整庁に分類した観点である。これらの観点から見た「庁」の設置に現れる責任観の違いを発見したことが、この博士論文のオリジナリティになっている。

本博士論文にはいくつか意義がある。第1に行政責任論の先行研究が抱える本質的な問題を、理論研究偏重という形でまとめあげた意義である。とくに今後の行政責任論研究にとって実践的応用的視点が重要との示唆は重要である。

第2の意義は応用研究の方針を提示したことで、それは今後の行政責任研究に大きな貢献をすると考える。とくに、応用研究を行うためには実務経験で得られる経験知、現場知が欠かせないが、鏡氏は行政改革や組織・定員管理を担当してきた総務省行政管理局での実務経験を持つため、経験知や現場知が意味することを十分理解しており、その理解が論文に反映されている。

第 3 の意義は、行政実務において責任概念が重要であることを再評価するところである。21 世紀の日本ではアカウントビリティ概念が混乱したまま定着し、またレスポンシビリティ概念が忘れられている。鏡氏の論文は、日本の政府研究に重要な視点を再び提供しているのである。

このように、本学位論文は行政責任論の応用を实践した数少ない研究である。よって、本論文は博士（政策科学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2019年1月19日

論文題目： 行政責任論の応用研究
—行政改革および行政組織の設置を事例として—

学位申請者： 鏡 圭佑

審査委員：

主 査： 総合政策科学研究科 教授 山谷 清志

副 査： 総合政策科学研究科 教授 真山 達志

副 査： 総合政策科学研究科 教授 風間 規男

要 旨：

鏡氏の学位申請論文について、2019年1月19日10時30分から11時30分まで、公聴会方式により口頭試問を実施した。まず、鏡氏自身から約30分にわたって論文の概要についてのプレゼンテーションを行ってもらい、その後約30分間、鏡氏と審査委員との間で質疑応答を行った。

審査委員からは、まず、論文中使用されている用語、概念についての理解について確認があったが、鏡氏はいずれに対しても行政学、政策学の知見をふまえて明確かつ正確に説明をしていた。また、論文内容の弱点や疑問点についての質問に対しても、今後の研究課題を示した上で審査委員を納得させる回答をした。以上のことから、鏡氏の十分な研究能力を確認することができた。

また、外国語能力については、諸外国の行政改革、そして行政学における先行研究の検討において英語文献・資料を多数参照、引用しており、その理解においても誤りがないことを確認した。したがって、研究に必要な外国語能力は十分であると判断した。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目： 行政責任論の応用研究
—行政改革および行政組織の設置を事例として—
氏名： 鏡 圭佑

要 旨：

本博士論文では行政責任論における応用研究を構想し、実践した。応用研究とは行政責任論の概念あるいは考え方をを用いて、行政活動の実態の把握を試みる研究を意味する。学位申請者は、応用研究こそが行政責任論の抱える理論研究への偏重という問題を克服する方針になると考えた。こうした考えに基づいて、本博士論文では行政改革および行政組織の設置を対象に応用研究を実施した。

行政責任論は行政学における一つの研究領域である。そこでは、国民および議会が実現を望む価値をどのように行政に実現させるのかが考察されてきた。行政責任論は、1930年代のアメリカ行政学において行政国家化した政府のもとで行政の責任をどのように確保するのかといった問題意識から誕生した。日本でも行政国家化は進展していたため、戦後初期の段階から日本の行政学では行政責任論の研究が展開されてきた。その結果、現在では日本の行政学において行政責任論は一つの研究領域として確立している。

しかし、日本の行政責任論には理論研究への偏重という問題がある。理論研究とは、行政責任の概念それ自体の考察を目的とする研究の方針を指す。具体的には、日本の行政責任論のほとんどの先行研究は、レスポンスビリティおよびアカウントビリティといった行政責任を確保する方法を表す概念をより精緻にする研究を行ってきた。確かに、責任という複雑な概念を取り扱う以上、理論研究は必要不可欠な作業である。しかし、理論研究のみに偏重することで、行政活動の実態の考察に強い関心を有する行政学の多くの研究領域と行政責任論の間に関心の溝が生じる。この溝が深まるほど、行政学における行政責任論の意義が顧みられなくなるおそれがある。

そこで、本博士論文では応用研究という方針の構想および実践を行った。冒頭に定義したように、応用研究では行政活動の実態の考察が志向される。したがって、応用研究は理論研究の偏重がもたらす問題を解決する可能性がある。

本博士論文では各章における考察を以下のように進めてきた。第1章は序章であり、第7章は終章であるため、記述を省略する。

第2章では、本博士論文の全体像を明確にした。まず、アメリカおよび日本の行政学において行政責任論が確立されてきた歴史を明確にした。つぎに、これらの先行研究のほとんどが理論研究に位置づけられ、その理論研究への偏重が行政学における行政責任論の意義の低下につながるおそれを指摘した。そして、理論研究への偏重がもたらす問題を克服する方針として、応用研究という方針を提示した。さらに、本博士論文のなかで行政改革および行政組織の設置を対象にした応用研究をどのように進めるかを明確にした。

第3章では、日本の行政改革を対象にした応用研究を実施した。ここでは、日本の行政責任論において精力的に研究されてきたレスポンスビリティおよびアカウントビリティといった概念を用いた。これらの概念から、第一次臨時行政調査会、第二次臨時行政調査会、行政改革会議といった三つの審議会の最終答申における行政の責任に対する考え方を概観した。その結果、行政責任論における伝統的な概念が行政学における重要なテーマである行政改革の考察に有用であ

ることを明確にできたと考える。

第4章では、1980年代以降の先進各国における行政改革を対象にした応用研究を実施した。具体的には、レスポンスビリティおよびアカウンタビリティを用いて、1980年代以降における先進各国の行政改革を主導してきた *Letting Managers Manage* および *Making Managers Manage* といった二つのスローガンにおける責任の考え方を把握した。そして、行政責任論の観点から、それぞれのスローガンにおける三つの問題を仮説的に提示した。こうした考察によって、行政改革に関する応用研究の今後の方針を提示するとともに、二つの責任概念が現実の行政の問題を把握するにあたって有用であることも確認できた。

第5章では、行政組織の設置を対象にした応用研究に向けた予備的考察を行った。まず、行政法学および行政学における行政組織の設置に関する先行研究の限界を指摘し、行政責任論の応用研究がその限界の克服に貢献しうることを明確にした。つぎに、行政責任論の観点から、行政組織の設置は行政責任の契機として重要な研究対象になることを指摘した。最後に、第6章の応用研究を多数事例に基づいて進めるべきか、少数事例に基づいて進めるべきかを比較検討した。

第6章では前章の成果に基づいて、日本における庁の設置の歴史を対象にした応用研究を実践した。ここでは、日本の行政が戦後から現在まで庁の設置を通じてどのような内容の責任を確保してきたのかを二つの観点から把握した。第一の観点は、戦後から現在までを四つの時期に区分し、それぞれの時期に設置されてきた複数の庁の設置に共通する責任を抽出するものであった。第二の観点は、戦後から現在までに設置されてきた庁を事業庁、政策庁、制度庁および調整庁の四つに分類することで、それぞれの庁の責任の内容を概観するものであった。これらの観点に基づく考察によって、行政責任の内容といった行政責任論において十分に論じられてこなかった視点から応用研究が実施できた。

本博士論文には、いくつかの意義がある。

第一に、本博士論文では行政責任論の先行研究が抱える本質的な問題を理論研究への偏重という形でまとめあげた。第2章では理論研究という研究の方針を定義し、日本の行政責任論の先行研究のほとんどがそれに位置づけられることを指摘した。そして、理論研究が抱える問題の検討を通じて、日本の行政責任論の先行研究全体が抱える問題を明確にした。ある研究領域において新しい方針を打ち出す際には、既存の先行研究全体を批判することが必要になる。行政責任論における後続の研究が新しい方針を打ち出す際に、理論研究への偏重という課題は言及すべき一つの批判の観点となろう。この意味において、本博士論文は後続の研究の発展に資する視点を提供できたと考えている。

第二に、理論研究への偏重という問題を克服する方針として、応用研究という方針を提示した。上述のように、理論研究には問題がある。この問題を克服する際には、理論研究とは異なる方針が必要となる。本博士論文では、応用研究を構想した。新たな研究の方針を明確にしたことで、行政責任論における研究の水準が向上すると考える。具体的には、応用研究の目標、意義、視点を公表したことで、本博士論文と問題意識を同じくする後続の研究もこの方針を参照にできると考えられる。さらに、応用研究という方針が批判され、より優れた新しい方針が生み出された場合にも、応用研究には捨て石としての意義があったといえるであろう。

第三に、行政学における行政責任論の重要性の再評価につながる考察ができた。応用研究は行政の実態の把握に関心がある行政学と理論研究に偏重した行政責任論との間の関心の違いを埋める方針になる可能性がある。この点に留意して、本博士論文では行政改革および行政組織の設置を応用対象に選択した。これらのテーマは行政の実務および研究においても重要な課題であった。本博士論文では行政責任論が独自の観点から、これらの行政活動の実態を把握し、問題点を指摘できることを明確にした。今後も行政責任論の重要性に対する認識を普及させていくために

は、行政の実務および研究における重要テーマに対する応用研究を実施する必要がある。本博士論文はそうした研究の蓄積に向けた第一歩としての意義がある。

しかし、いくつかの課題も存在する。応用研究を実践した結果に基づいて応用研究の方針をより具体的、かつ明確な形で定義し直す必要がある。また、本博士論文では総体としての行政改革および複数の行政組織の設置を研究の対象にしたが、個別の行政改革手法を対象とする具体性の高い応用研究あるいは特定の行政組織の設立の過程を詳細に考察する応用研究を実施する必要がある。それだけではなく、行政改革および行政組織の設置以外の応用対象を選択し、多様な研究成果を蓄積していく必要もある。

このように、本博士論文には一定の意義があると同時に、複数の課題がある。しかし、本博士論文が行政責任論において応用研究という方針を明確に意識してそれを実践したはじめての研究であることを考慮すると、このような課題は今後の研究の蓄積によって解消されるものであると考えられる。

(3,468 文字)